

環 対 第 4 6 3 号

平成 23 年 2 月 9 日

経済産業大臣 海江田 万里 殿

宮城県知事 村井 嘉浩

新仙台火力発電所リプレース計画環境影響評価準備書に対する意見について（提出）

平成 22 年 8 月 24 日付けで東北電力株式会社取締役社長から送付のありました標記の準備書について、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 20 条第 1 項及び電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 13 の規定により、環境の保全の見地から別紙のとおり意見を述べます。

新仙台火力発電所リブレース計画環境影響評価準備書に対する意見

1 全般的事項

評価書を作成するに当たっては、事業の内容及び環境影響評価の調査、予測及び評価の記載について、下記の事項を勘案すること。

- (1) 全編にわたり、多くの予測及び評価の表現について、「影響が少ない」とする予測結果の説明内容に不明確な箇所が見受けられることから、「影響が少ない」とする科学的根拠を明示し、可能な限り定量的に記述すること。
- (2) 周辺の生活環境に影響を与える可能性がある発電所や LNG 輸送船の事故について防止対策や発生した場合の対応策を記載するなど、施設稼働時の安全面に配慮した計画となるよう努めること。

2 個別的事項

(騒音)

建設機械の稼働による騒音について、工事期間が 8 年と長期にわたることから、継続的な騒音の発生期間と住民等への影響を考慮した予測評価を行うこと。

また、民家が存在する地域においては、衝撃性の大きい建設作業騒音によって苦情が発生する可能性があることから、十分な予測評価を行うほか、工事期間中は、工事作業の適切な実施とともに、周辺住民との十分なコミュニケーションを取り、周辺的生活環境の保全にも十分に配慮すること。

(動物・植物・生態系)

- (1) 既存施設において営巣等の利用が確認されているハヤブサについては、工事中及び工事後を通じて適切な頻度での詳しい事後調査により、事業実施に伴う影響の把握を十分に行うとともに、営巣ステージに応じた工事時期の調整やコンディショニング等の保全措置を講じること。

また、人為的な要因によりハヤブサの天敵となる可能性のあるカラス類が工事箇所や営巣地に寄り付くことを招来しないよう残飯の処理等に留意することや人工巢の活用など、必要に応じた保全措置を講じること。

- (2) 本事業では、現発電所敷地外での新たな掘削や人工緑地等、何らかの土地造成や地形改変は予定されていないが、発電所敷地内においては掘削や人工緑地の改変が行われることから、「新たな土地造成はない」、「地形改変はない」という表現は妥当とは考えられないので、適切な表現に改め、評価書に記載すること。
- (3) 草地生態系に関する環境保全措置の記載については、現地調査結果を踏まえ、生態系の保全・修復の観点から、草地の組成・配置・創出時期の方法をより具体的に記述すること。
- (4) 現地調査によりナガバジャノヒゲが確認されているが、当該種は太平洋側では宮城県を北限とする植物であることから、重要な種として選定し、詳しい生育情報を記載した上で予測評価を行うこと。
- (5) 動植物の現地調査結果については、出現した種のリストや植物群落の組成表を示した上で、重要な種や群落等を選定し、予測評価を行うこと。